

加盟店大募集

商品券換金方法

- ・使用された商品券は、釜石商工会議所にて月～金の営業時間内に窓口にて換金の受付を行います。
- ・受け付けた商品券に応じた金額を、翌週の水曜日にあらかじめ指定いただいた口座へ振り込みます。
- ・換金に係る経費はありません。

申込期限

令和元年8月20日(火)まで

※募集期間後も加盟店申込を受け付けますが、加盟店一覧には掲載されません。

申込方法

裏面の申込書により、お申し込みください。

加盟店登録ができない事業者

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者。
- ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有している団体など。

「釜石市プレミアム付商品券事業」の概要

◎事業の目的

消費税及び地方消費税の引上げによる低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、下支えすることを目的として実施します。

◎商品券の有効期間

令和元年10月1日から令和2年3月15日まで

◎商品券発行額

2億7250万円

▶ 1冊額面5,000円分の商品券を、4,000円で販売します。（一人5冊まで）

▶ 商品券を購入できる方は、以下のいずれかの要件を満たした方です。

①平成31年1月1日時点で釜石市に住民票があり、令和元年度(平成31年度)住民税が非課税の方

②平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子どもがいる世帯の世帯主

▶ 商品券の購入には引換券が必要となります。

◎商品券販売場所

保健福祉センター、釜石市各応援センター

〔販売期間：令和元年9月26日～令和2年1月31日〕

※上記情報は変更となる場合があります。詳しくは釜石市のホームページをご参照ください。



FAX番号

0193

22-1600

加盟店登録申込書

申込先:釜石商工会議所

複数の店舗がある場合、店舗ごとに申込書の提出が必要です

加盟店一覧表への掲載 申込期限

令和元年8月20日(火)まで

8月20日以降も加盟店登録は可能ですが、加盟店一覧表には掲載されません

対象業種 : 小売、飲食、宿泊、サービス、建築など。

例: 食料品、衣料、履物、雑貨、化粧品、医薬品、書籍類、家電製品、家具、飲食、旅行、レジャー、理美容、リフォーム、その他サービス

(ふりがな) 事業所名	
代表者	(役職) (氏名)
担当者	(役職) (氏名)
店舗所在地	〒 —
連絡先 <input type="checkbox"/> 住所と同じ	〒 —
電話番号	
FAX番号	
加盟店一覧に 記載する店名	
業種・営業内容 (具体的にご記入ください)	

申し込み・換金についての問い合わせ先: 釜石商工会議所

〒026-0021 岩手県釜石市只越町1丁目4-4

TEL : 0193-22-2434

FAX : 0193-22-1600